

A

令和 7年 9月 5日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 102 号議案	令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 103 号議案	令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 104 号議案	令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 105 号議案	令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 106 号議案	令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 107 号議案	令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 108 号議案	浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について	4
第 109 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律施行条例の一部改正について	6
第 110 号議案	浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	10
第 111 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	19
第 112 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	22
第 113 号議案	浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	25
第 114 号議案	浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について	27
第 115 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	29
第 116 号議案	浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について	32
第 117 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について	34
第 118 号議案	浜名学園組合規約の変更について	36
第 119 号議案	あらたに生じた土地の確認について	37
第 120 号議案	字の区域の変更について	38
第 121 号議案	工事請負契約締結について （令和 7 年度（債務）河川改良単独事業（準）東芳川流域貯留施設 築造工事）	39

第 122 号議案	物品購入契約締結について (プライベートテント)	40
第 123 号議案	物品購入契約締結について (災害用簡易ベッド)	41
第 124 号議案	物品購入契約締結について (非常用保存食(アルファ化米))	42
第 125 号議案	物品購入契約締結について (可搬式動力消防ポンプ)	43
第 126 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車(CD-I型)2台)	44
第 127 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車2台)	45
第 128 号議案	市道路線認定について	別冊
第 129 号議案	市道路線変更について	別冊
第 130 号議案	令和6年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ..	46
認 第 1 号	令和6年度浜松市病院事業会計決算	別冊
認 第 2 号	令和6年度浜松市水道事業会計決算	別冊
認 第 3 号	令和6年度浜松市下水道事業会計決算	別冊
報 第 15 号	専決処分の報告	47
報 第 16 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和6年度決算について	別冊
報 第 17 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和6年度決算について ..	別冊
報 第 18 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和6年度決算について	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和6年度決算について	別冊
報 第 20 号	株式会社なゆた浜北の令和6年度決算について	別冊
報 第 21 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和6年度 決算について	別冊
監報第 10 号	随時監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 11 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 108 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

浜松市社会福祉審議会条例（平成１２年浜松市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（審査部会等） 第８条 （略） ２・３ （略） ４ 児童福祉法第３３条の１５第２項の規定による報告に係る事項及び児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第４条第５項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するとともに児童福祉法第３３条の１５第１項の規定による通知に関する事務を処理するため、児童福祉専門分科会に児童虐待検証部会を置く。 ５～１０ （略）	（審査部会等） 第８条 （略） ２・３ （略） ４ 児童福祉法第３３条の１５第１項(同法第３３条の１６の２第３項において準用する場合を含む。)及び認定こども園法第２７条の６第１項の規定による報告に係る事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第４条第５項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童虐待検証部会を置く。 ５～１０ （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

第 109 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部改正について

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年浜松市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（個人番号の利用範囲等）		（個人番号の利用範囲等）	
第2条 （略）		第2条 （略）	
2 （略）		2 （略）	
3 市長その他の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務に対応する利用特定個人情報 <u>その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>		3 市長その他の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務 <u>及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁令・総務省令第8号）の表の下欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、当該 <u>これらの</u> 事務に対応する利用特定個人情報 <u>その他の規則で定める特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	
4 （略）		4 （略）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 <u>生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって法別表の23の項に規定する主務省令で定める事務に準じるもの</u>	<u>法別表の23の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報</u>		

<u>2</u> 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の117の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項</u> 、 <u>3の項又は6の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	<u>1</u> 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の117の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>2の項又は5の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項</u> 、 <u>2の項又は6の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	<u>2</u> ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項又は5の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>4</u> 交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項又は5の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	<u>3</u> 交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>4の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>5</u> 遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項又は4の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	<u>4</u> 遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>3の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>6</u> 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の8の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項から3の項までに掲げる事務</u> に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	<u>5</u> 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の8の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、 <u>1の項又は2の項</u> に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>7</u> (略)		<u>6</u> (略)	
		<u>7</u> 市営住宅の管理に関する事務（法別表の <u>27の項</u> 、 <u>52の項及び93の項</u> に規定する主務省令で定める事務を除く。）であって規則で定めるもの	法別表の <u>27の項</u> に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

	<table> <tr> <td data-bbox="798 172 1005 405"> 8 心身障害 者扶養共済 制度に関す る事務であ って規則で 定めるもの </td><td data-bbox="1005 172 1394 405"> 法別表の117の項に規定する 主務省令で定める事務に対 応する利用特定個人情報そ 他の特定個人情報であつ て規則で定めるもの </td></tr> </table>	8 心身障害 者扶養共済 制度に関す る事務であ って規則で 定めるもの	法別表の117の項に規定する 主務省令で定める事務に対 応する利用特定個人情報そ 他の特定個人情報であつ て規則で定めるもの
8 心身障害 者扶養共済 制度に関す る事務であ って規則で 定めるもの	法別表の117の項に規定する 主務省令で定める事務に対 応する利用特定個人情報そ 他の特定個人情報であつ て規則で定めるもの		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 110 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下第16条を除き同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下第16条を除き同じ。）を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下第16条<u>及び第23条の2第1項第3号</u>を除き同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下第16条<u>及び第23条の2第1項第3号</u>を除き同じ。）を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を

3 (略)

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、病気又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合は、当該任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、次項に規定する期間を介護休暇として与えることができる。

2 (略)

(病者の就業禁止)

第23条 (略)

介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第23条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、病気又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合は、当該任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、次項に規定する期間を介護休暇として与えることができる。

2 (略)

(病者の就業禁止)

第23条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第23条の2 任命権者は、浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）第12条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両

立支援制度等」という。)その他の事項を
知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又
は申出(以下「請求等」という。)に係る
申出職員の意向を確認するための措置

(3) 浜松市職員の育児休業等に関する条例
第12条第1項の規定による申出に係る
子の心身の状況又は育児に関する申出職
員の家庭の状況に起因して当該子の出生
の日以後に発生し、又は発生することが
予想される職業生活と家庭生活との両立
の支障となる事情の改善に資する事項に
係る申出職員の意向を確認するための措
置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育す
る職員(以下この項において「対象職員」と
いう。)に対して、任命権者が定める期間内
に、次に掲げる措置を講じなければならない。
い。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資す
る制度又は措置(次号において「育児期両
立支援制度等」という。)その他の事項を
知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る
対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の
状況又は育児に関する対象職員の家庭の
状況に起因して発生し、又は発生するこ
とが予想される職業生活と家庭生活との
両立の支障となる事情の改善に資する事
項に係る対象職員の意向を確認するため
の措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3
号の規定により意向を確認した事項の取扱

	<u>いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u> <u>第23条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第23条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
(会計年度任用職員及び臨時的任用職員) 第24条 (略)	(会計年度任用職員及び臨時的任用職員) 第24条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第9条 <u>部分休業の承認は、勤務条件条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務条件条例第15条の特別休暇（子の保育のために必要と認められる場合に限る。）又は勤務条件条例第16条の2第1項の介護時間を与えられて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員につい	（部分休業をすることができない職員） 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業</u>の承認） 第9条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「<u>第1号部分休業</u>」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務条件条例第15条の特別休暇（子の保育のために必要と認められる場合に限る。）又は勤務条件条例第16条の2第1項の介護時間を与えられて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員

て1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（2時間を超える場合にあっては、2時間）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（2時間を超える場合にあっては、2時間）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定め

	<u>る 1 年の期間)</u> <u>第 9 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条</u> <u>例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日か</u> <u>ら翌年 3 月 31 日までとする。</u> <u>(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事</u> <u>院規則で定める時間を基準として条例で定</u> <u>める時間)</u> <u>第 9 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2</u> <u>号の条例で定める時間は、次の各号に掲げ</u> <u>る職員の区分に応じ、当該各号に定める時</u> <u>間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0</u> <u>分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日</u> <u>1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて</u> <u>得た時間</u> <u>(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定め</u> <u>る特別の事情)</u> <u>第 9 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条</u> <u>例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又</u> <u>は疾病により入院したこと、配偶者と別居</u> <u>したことその他の同条第 2 項の規定による</u> <u>申出時に予測することができなかった事実</u> <u>が生じたことにより同条第 3 項の規定によ</u> <u>る変更(第 11 条において「第 3 項変更」と</u> <u>いう。)をしなければ同項の職員の小学校就</u> <u>学の始期に達するまでの子の養育に著しい</u> <u>支障が生じると任命権者が認める事情とす</u> <u>る。</u>
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 10 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 14 条第 1 項又は教育職員給与条例第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 10 条 職員が<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 14 条第 1 項又は教育職員給与条例第 23 条第 1 項の規定

につき、給与条例第 18 条又は教育職員給与条例第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（これらの規定の適用を受けない職員にあっては、これに相当する額）を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第 11 条 <u>第 7 条の 6 の規定は、部分休業について準用する。</u>	にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 18 条又は教育職員給与条例第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（これらの規定の適用を受けない職員にあっては、これに相当する額）を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第 11 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 23 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の浜松市職員の育児休業等に関する条例第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

（規則への委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第 111 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の給与に関する条例（昭和３１年浜松市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１８条 勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにへき地手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務１時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、その者がその月において受けることとなる特殊勤務手当の額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を加算した額とする。	（勤務１時間当たりの給与額の算出） 第１８条 勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにへき地手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、<u>初任給調整手当及び</u>特殊勤務手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務１時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、その者がその月において受けることとなる<u>初任給調整手当及び</u>特殊勤務手当の額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年４月以後の支給に係る給与について適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第 112 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成 12 年浜松市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
(略) 土木・建築 (1)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア・イ (略) (略)		(略) 土木・建築 (1)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア・イ (略) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年浜松市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号(同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。))を添付する場合を除く。)

ア 長期修繕計画の数が1で 26,900
ある場合

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号(同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。))を添付する場合

を

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。))を添付する場合を除く。)

ア 長期修繕計画の数が1で 26,900
ある場合

土木・建築

(1)～(112) (略)
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。))を添付する場合

に

改める。

第 113 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

浜松市民生委員の定数を定める条例（平成２６年浜松市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第４条第１項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>１，３４７人</u> とする。	民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第４条第１項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>１，３４５人</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年１２月１日から施行する。

第 114 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市発達医療総合福祉センター条例（平成４年浜松市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用料金の納付） 第１３条の４ （略） ２ 第１３条第２項（第２号を除く。）から<u>第４項</u>までの規定は、前項の利用料金について準用する。 （事業） 第１４条 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」（以下「かがやき」という。）は、障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び<u>同条第１４項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。	（利用料金の納付） 第１３条の４ （略） ２ 第１３条第２項（第２号を除く。）から<u>第４項</u>までの規定は、前項の利用料金について準用する。 （事業） 第１４条 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」（以下「かがやき」という。）は、障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び<u>同条第１５項</u>に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

第 115 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第26条から第28条まで 削除	<u>（舘山寺総合公園に係る指定管理者の候補者の選定の特例）</u> 第26条 市長は、舘山寺総合公園の指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、<u>舘山寺総合公園と同等の施設の管理について十分な知識及び経験を有し、かつ、花と緑に関する市の政策を担い得ると認める法人その他の団体を選定するものとする。</u> 第27条及び第28条 削除

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
別表第3（第10条・第29条関係）	別表第3（第10条・第29条関係）																																		
1～6（略）	1～6（略）																																		
7 舘山寺総合公園	7 舘山寺総合公園																																		
(1)（略）	(1)（略）																																		
(2) フラワーパーク	(2) フラワーパーク																																		
<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">入 場 料</td><td>大人</td><td rowspan="3">1人1回 につき</td><td><u>1,040円</u></td></tr><tr><td>小学校の児童及 び中学校の生徒</td><td><u>520円</u></td></tr><tr><td>観覧車利用料</td><td>満3歳 以 上 の者</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	区分			金額	入 場 料	大人	1人1回 につき	<u>1,040円</u>	小学校の児童及 び中学校の生徒	<u>520円</u>	観覧車利用料	満3歳 以 上 の者	(略)	(略)				<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">入 場 料</td><td>大人</td><td rowspan="3">1人1回 につき</td><td><u>1,500円</u></td></tr><tr><td>小学校の児童及 び中学校の生徒</td><td><u>750円</u></td></tr><tr><td>観覧車利用料</td><td>満3歳 以 上 の者</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	区分			金額	入 場 料	大人	1人1回 につき	<u>1,500円</u>	小学校の児童及 び中学校の生徒	<u>750円</u>	観覧車利用料	満3歳 以 上 の者	(略)	(略)			
区分			金額																																
入 場 料	大人	1人1回 につき	<u>1,040円</u>																																
	小学校の児童及 び中学校の生徒		<u>520円</u>																																
	観覧車利用料		満3歳 以 上 の者	(略)																															
(略)																																			
区分			金額																																
入 場 料	大人	1人1回 につき	<u>1,500円</u>																																
	小学校の児童及 び中学校の生徒		<u>750円</u>																																
	観覧車利用料		満3歳 以 上 の者	(略)																															
(略)																																			
備考	備考																																		
1・2（略）	1・2（略）																																		
3 入場料に係る定期利用券の額は、大人にあっては年額 <u>2,820円</u> 、小学校の児童及び中学校の生徒にあって	3 入場料に係る定期利用券の額は、大人にあっては年額 <u>4,050円</u> 、小学校の児童及び中学校の生徒にあって																																		

は年額<u>1, 250</u>円とする。 4 共通入場券の額のうちフラワーパークの入場料に係るものは、<u>940</u>円とする。 (3)・(4) (略) 8～19 (略)	は年額<u>1, 800</u>円とする。 4 共通入場券の額のうちフラワーパークの入場料に係るものは、<u>1, 400</u>円とする。 (3)・(4) (略) 8～19 (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市都市公園条例第26条の規定は、令和8年4月1日以後の期間について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき舘山寺総合公園の管理を行わせる法人その他の団体を指定しようとする場合に適用する。

第 116 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年浜松市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が<u>部分休業</u>（当該職員が高年齢であること又は当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育することを理由として1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。	（給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が<u>高齢者部分休業</u>（当該職員が高年齢であることを理由として1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。 3 職員が<u>育児部分休業</u>（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育することを理由として1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第 117 号 議 案

令和 7年 9月 5日 提 出

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市立伊佐見幼稚園	(略)	浜松市立伊佐見幼稚園	(略)
浜松市立和地幼稚園	浜松市中央区和地町1833番地の2		
浜松市立北庄内幼稚園	(略)	浜松市立北庄内幼稚園	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 118 号 議 案
令和 7年 9月 5日 提 出

浜名学園組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、次のように浜名学園組合規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜名学園組合規約の一部を変更する規約

浜名学園組合規約（昭和 45 年 7 月 23 日静岡県指令地第 463 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第 119 号 議 案
令和 7年 9月 5日提 出

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 浜松市中央区江之島町字白鳥山 1 7 0 7 の 3 地先から同字宮前 5 8 5 の 3 地先まで
2 5, 0 4 0 . 0 8 平方メートル
- 2 浜松市中央区中田島町字新崎 1 0 5 6 の 3 地先から同字当新田 1 1 6 4 地先までの
4 9, 7 6 9 . 4 4 平方メートル

第 120 号 議 案
令和 7年 9月 5日提 出

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

1 浜松市中央区江之島町字白鳥山に編入する区域

浜松市中央区江之島町字白鳥山 1707 の 3 地先から同字宮前 585 の 3 地先まで
25,040.08 平方メートル

2 浜松市中央区中田島町字新崎に編入する区域

浜松市中央区中田島町字新崎 1056 の 3 地先から同字当新田 1164 地先まで
49,769.44 平方メートル

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度(債務) 河川改良単独事業(準)東芳川流域貯留施設築造工事	貯留施設設置工 (プラスチック貯留槽) 1箇所	583,000,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評価方式)	須山・林工特定建設 工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市中央区渡瀬 町1000-1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

第 122 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
プライベーターテント	・ W210～230cm×D210～230cm×H180～200cm 程度 ・ 数量 1,830張	39,857,400円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	静岡市葵区御幸町 10番地の2 株式会社大丸松坂 屋百貨店 松坂屋静岡店 店長 上西 征直

第 123 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
災 害 用 簡 易ベッド	・ W185～200cm×D70～75cm×H35～45cm 程度 ・ 数量 3,890台	46,213,200円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	静岡市葵区御幸町 10番地の2 株式会社大丸松坂 屋百貨店 松坂屋静岡店 店長 上西 征直

第 124 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
非常用保存食(アルファ化米)	・白米 ・わかめご飯 計3,990箱 (199,500食分)	33,180,840円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤二丁目24番1号 株式会社スクロール 浜松営業所 所長 鈴木 希昌

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
可搬式動力 消防ポンプ	25組 1組の内訳 ・ポンプ本体（C-1級） ・運搬装置 等	32,450,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区植松 町1460-28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下 滋仁

第 126 号 議 案
令和 7年 9月 5日 提 出

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
消 防 ポンプ 自動車 (C D - I 型) 2台	・ シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ ポンプ性能A-2級	56,760,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

第 127 号 議 案

令和 7年 9月 5日提 出

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急 自動車2台	・駆動方式 4WD ・エンジン総排気量 2,400cc以上 ・変速装置 電子制御式4速 オートマチック以上 ・乗車定員 7人以上	49,060,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区 桓武町226番地の1 静岡トヨタ自動車 株式会社 法人営業部 法人営業3課 部長 大澤 明

第 130 号 議 案
令和 7年 9月 5日提 出

令和 6 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 0 0 1, 2 3 1, 6 2 0 円のうち 1, 8 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、2, 1 7 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

1 当年度未処分利益剰余金	4, 0 0 1, 2 3 1, 6 2 0 円
2 利益剰余金処分額	4, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(1) 減債積立金	1, 8 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 資本金	2, 1 7 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1, 2 3 1, 6 2 0 円

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
31	令和7年 5月29日	和 解 264,000円	浜松市中央区 田町229番地の10 合名会社 中村社団 代表社員 中村眞美子	令和6年 7月8日	浜松市中央区住吉 五丁目8番24号地先 物損事故
事故の状況 午前10時00分頃、市道住吉11号線の法面からの倒木により隣接する アパートの駐輪場屋根を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市100% 対 策 令和6年7月 倒木の除去処理及び周辺樹木の点検完了。					

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
32	令和7年 5月29日	和 解 16,588円	浜松市中央区 若林町1080番地の1 株式会社ドリーム 代表取締役 今釜伸也	令和6年 9月4日	浜松市浜名区三ヶ日 町下尾奈597番地の 19 地先 物損事故
	事故の状況 午後2時00分頃、相手方車両が市道三ヶ日藤ヶ谷線を西進中、路肩に発生した穴ぼこ（幅150cm、長さ270cm、深さ30cm）に左側前後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。				
	負担割合 浜松市40% 相手方60% 対 策 令和6年10月 復旧工事完了				
33	令和7年 6月2日	和 解 7,791円	浜松市浜名区 内野台二丁目 A氏	令和7年 1月10日	浜松市浜名区内野 1243番地の1 地先 人身事故
	事故の状況 午前7時30分頃、相手方が市道浜北内野宮口線を歩行中、道路と側溝の間に生じた傾斜により転倒し、左足を負傷した人身事故である。				
	負担割合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和7年2月 バリケード設置済み				
34	令和7年 6月10日	和 解 8,800円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 B氏	令和7年 4月29日	浜松市天竜区 水窪町地頭方1731 番地の15 地先 物損事故
	事故の状況 午後0時30分頃、相手方車両が林道戸中山線を南進中、山側法面からの落石により車両のサンバイザーを破損した物損事故である。				
	負担割合 浜松市100% 対 策 令和7年5月1日 浮石の撤去。 令和7年5月1日 落石注意の看板設置。				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
35	令和7年 7月11日	和 解 25,719円	浜松市中央区 下石田町 C氏	令和6年 1月23日	浜松市中央区北島 町262番地地先 人身事故
事故の状況 午後2時00分頃、相手方が徒歩で市道北島9号線を西進中、道路上に生じた段差（約6cm）により転倒し、両手首を負傷した人身事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対策 令和6年2月 復旧工事完了。					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
36	令和7年 7月4日	和 解 6,600円	浜松市中央区 雄踏町山崎3493番地 の2 株式会社フォース 代表取締役 江馬 眞文	令和7年 5月14日	浜松市中央区 雄踏町山崎3494番 地の2 交通事故（物損）
事故の状況 午後2時55分頃、公用車が訪問先の駐車場から左折にて出庫した際、公用車の左側後方タイヤホイールが、相手方駐車場のブロック壁に接触しブロック壁を破損させた物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対策 乗車前に車両の周囲の状況を目視により十分に確認するとともに、左折時には、必ず内輪差を意識して安全確認を徹底するよう、課内全職員に事故現場の見取り図や写真を配布して注意喚起を行った。					

物損事故

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
37	令和7年 7月15日	和 解 607,316円	浜松市中央区 菰丘四丁目 D 氏	令和7年 3月6日	浜松市中央区 上島六丁目2836番 4地先 物損事故
	事故の状況 午前6時15分頃、相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木が枯死のため倒木しており、相手方車両左側側面ボディ及び周辺を損傷した物損事故である。 負 担 割 合 浜松市 100% 対 策 令和7年3月6日（金）樹木伐採安全対策完了 巡視点検の徹底				
38	令和7年 7月15日	和 解 504,757円	浜松市中央区 菰丘三丁目 E 氏	令和7年 3月6日	浜松市中央区 上島六丁目2836番 4地先 物損事故
	事故の状況 午前7時10分頃、相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木が枯死のため倒木しており、相手方車両左側側面ボディ及び周辺を損傷した物損事故である。 負 担 割 合 浜松市 100% 対 策 令和7年3月6日（金）樹木伐採安全対策完了 巡視点検の徹底				

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
39	令和7年 7月22日	和 解 555,555円	浜松市中央区 笠井町 F 氏	令和7年 3月6日	浜松市中央区 上島六丁目2836番 4地先 物損事故
	事故の状況 午前7時00分頃、相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木が枯死のため倒木しており、相手方車両左側側面ボディ及び周辺を損傷した物損事故である。				
	負 担 割 合 浜松市 100%				
	対 策 令和7年3月6日（金）樹木伐採安全対策完了 巡視点検の徹底				